

# 令和6年度第2回渋川地域保健医療対策協議会 地域医療構想調整部会（書面開催）

## 次第

日付：令和6年9月2日

### 1 報 告

(1) 令和6年度渋川保健医療圏における医療機能等の現況【資料1】

※第1回部会（書面開催）で報告した内容の一部を時点修正

(2) 地域医療構想(推進区域、モデル推進区域)について 【資料2】

(3) 第8次群馬県保健医療計画の進捗状況について 【資料3】

(4) 令和5年度病床機能報告の結果について 【資料4】

## 令和6年度第2回渋川地域保健医療対策協議会地域医療構想調整部会（各報告事項概略）

### 【報告事項】

#### ① 令和6年度渋川保健医療圏における医療機能等の現況

・第1回部会（書面開催）において報告した後、県医務課が保健医療計画における基準病床数と既存病床数の状況について過去の反映漏れの整理を行い、令和6年5月末時点の数値が改めて示されたため、「令和6年度渋川医療圏における医療機能等の現況」中の「2 医療機能の現状（2）病床数」について、令和6年5月末時点の数値に修正しました。

（資料1）令和6年度渋川保健医療圏における医療機能等の現況

#### ② 地域医療構想\_推進区域の選定について

・国は、地域医療構想のPDCAサイクルを通じた取組をさらに推進するため、2025年に向けて取り組む事項を明確化するとともに、積極的な支援を実施することとなりました。

・その取り組みとして、国は新たに「推進区域」を各都道府県に1～2か所（圏域単位）を設定し、現状の病床数と計画で必要とする病床数との乖離を解消していくこととしました。

・国は、全国の推進区域の中から、特に重点的に乖離の解消を進める区域を「モデル推進区域」（全国で10～20区域を選定）として、技術的、財政的支援を行っていくこととしています。

・推進区域、モデル推進区域（候補）の選定の適否について、6月中旬に県内各構想区域の地域構想調整部会で協議し、伊勢崎構想区域、藤岡構想区域が手を挙げ、群馬県からこの2区域を厚生労働省に回答した結果、2区域ともモデル推進区域に選定されました。

・モデル推進区域に選定された区域は、2024年度中に、国の伴走支援を受けながら区域対応方針を策定する予定です。

（資料2）地域医療構想（推進区域、モデル推進区域）について

### ③ 第8次群馬県保健医療計画の進捗状況

- ・第8次計画において、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行っているところですが、数値目標の年次推移や施策の取組状況を報告いたします。
- ・令和5年度については、数値目標96項目のうち、進捗状況が把握できた91項目について、「達成」「前進」は62項目で68%となり、全体として概ね前進しています。

(資料3) 第8次群馬県保健医療計画の進捗状況

### ④ 令和5年度病床機能報告の結果について

- ・令和5年度病床機能報告の結果をとりまとめましたので、報告いたします。

(資料4) 令和5年度病床機能報告の結果について

## 渋川地域保健医療対策協議会地域医療構想調整部会委員名簿

令和6年4月1日現在  
任期: 令和5年4月1日～令和8年3月31日

No	所属機関	役職	氏名	備考
1	渋川地区医師会	会長	中野 正幸	部会長
2	渋川地区医師会	有床診療所代表	神保 進	
3	独立行政法人国立病院機構渋川医療センター	院長	高橋 章夫	R6.4.1～
4	北関東循環器病院	副院長	中島 邦喜	
5	渋川中央病院	院長	菊地 政貴	
6	北毛病院	院長	橋本 真也	
7	田中病院	院長	田中 永	
8	関口病院	院長	関口 浩五郎	
9	群馬県立小児医療センター	院長	浜島 昭人	副部会長
10	渋川市	育都推進部長	角田 義孝	
11	榛東村	健康保険課長	碓井 由果	R6.4.1～
12	吉岡町	健康福祉課長	永井 勇一郎	R6.4.1～

## 渋川地域保健医療対策協議会地域医療構想調整部会設置及び運営に関する要綱

### (設 置)

第1条 渋川地域保健医療対策協議会会則（昭和50年4月1日施行）第6条第1項の規定に基づき、渋川地域保健医療対策協議会に部会（以下「本部会」という。）を設置する。

### (目 的)

第2条 本部会は、地域における計画的な医療施設の整備及び病床の機能の分化と連携等により将来のあるべき医療提供体制を実現することを目的とする。

### (名 称)

第3条 本部会は、渋川地域保健医療対策協議会地域医療構想調整部会と称する。

### (業 務)

第4条 本部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項に関して専門的な立場で協議及び検討を行い、渋川地域保健医療対策協議会に報告等を行う。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関すること。
- (3) 具体的な病床の機能の分化及び連携の在り方に関すること。
- (4) 地域における病院病床等の整備方針及び審査方針の策定に関すること。
- (5) 地域における病院及び特例診療所の開設又は病床の移転に関すること。
- (6) その他地域医療体制に関すること。

### (組 織)

第5条 本部会の委員は、別表に掲げる職にある者とし、渋川保健福祉事務所長が選任する。

2 本部会の事務局は、渋川保健福祉事務所に置く。

### (任 期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長、副部会長)

第7条 本部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は委員の互選により定める。

3 部会長は、会議を進行する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 副部会長は、部会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

### (会 議)

第8条 本部会は、必要に応じて所長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、議事に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

渋川地域保健医療対策協議会地域医療構想部会委員

職名
渋川地区医師会長
群馬県有床診療所連絡協議会役員
独立行政法人国立病院機構渋川医療センター代表者
北関東循環器病院代表者
渋川中央病院代表者
北毛病院代表者
田中病院代表者
関口病院代表者
群馬県立小児医療センター代表者
渋川市保健医療担当部局代表者
榛東村保健医療担当部局代表者
吉岡町保健医療担当部局代表者